

# 一般社団法人日本クレーン協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本クレーン協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、ゴンドラ、高所作業車その他これらに類似する機能を有する機械器具（以下「クレーン等」という。）に関する調査研究、教育、講習、検査、検定等の事業を行い、クレーン等に関する技術の向上及び事故又は災害の防止に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) クレーン等の製造、使用及び管理に関する調査研究
- (2) クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラの性能検査並びにクレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置の検定
- (3) クレーン等に関する実技教習、技能講習、特別教育その他安全教育
- (4) クレーン等に関する事故又は災害の防止対策の普及啓発
- (5) クレーン等に関する技術協力
- (6) 会誌及びクレーン等に関する図書の発行並びに用品の販売
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に掲げる事業は、全国の都道府県の区域内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 会 員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、次条の規定により会員となった次の者をもって構成する。

- (1) 正会員 クレーン等を製造、整備、貸与、販売又は設置している者であって、この法人の目的に賛同するもの
  - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した者であって、正会員以外のもの
  - (3) 特別会員 クレーン等に関する学識経験を有する者であって、この法人を支援するもの又はこの法人に功労のあった者で、理事会の推薦により、一般社団法人日本クレーン協会会長（以下「会長」という。）が承認したもの
- 2 前項の会員のうち、正会員及び賛助会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）上の社員とする。

(会員の資格取得)

第7条 前条第2項の正会員及び賛助会員（以下「正会員等」という。）になろうとする者は、所定の入会申込書により申込みを行うものとする。

- 2 入会は、総会において定める入会及び退会規程に定めるところにより、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(会費)

第8条 この法人の活動に必要な経費に充てるため、正会員等は、総会において定める会費規程に基づき、会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、任意に退会することができる。

- 2 会員は、この法人を退会しようとするときは、会長にその旨を届け出なければならない。
- 3 前2項の退会をもって一般法上の退社とする。

(除名)

第10条 正会員等が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合において、会長は、その正会員等に対し、総会の日から1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又はその他の規程に違反したとき。
  - (2) この法人の事業の妨害若しくは目的に反する行為をし、又は名誉を傷つけたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により除名が決議されたときは、会長は、その正会員等に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至った場合は、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員等が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が、前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 この法人は、正会員等がその資格を喪失しても、既納の会費は返還しない。

### 第3章 総会

(構成及び議決権)

第13条 総会は、正会員等をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、正会員等1名につき1個とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額又はその規程
- (3) 各事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 入会の基準及び会費等
- (6) 正会員等の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分並びに合併及び合併による事業の全部又は一部の譲渡

- (8) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、総会においては、第16条第2項に規定する書面に記した総会の目的である事項以外の事項については、決議することができない。

(種類及び開催)

- 第15条 この法人の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。
- 2 定時総会は、毎年度1回、6月に開催する。
- 3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員等から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- 4 前項第2号の請求をした正会員等は、次のいずれかに該当する場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

- 第16条 総会は、法令又は定款で別に定める場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総会を招集するときは、会議の日時及び場所並びに目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間（ただし、総会に出席しない正会員等が書面によって議決権を行使することができることとしたときは、2週間）前までに通知を発しなければならない。
- 3 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の通知を発しなければならない。

(議長)

- 第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

- 第18条 総会は、総正会員等の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第19条 総会の決議は、総正会員等の議決権の過半数を有する正会員等が出席し、

出席した当該正会員等の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員等の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第20条 総会に出席できない正会員等は、当該総会の招集の決定に係る理事会の決議により、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員等に議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員等は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録は、議長及び総会に出席した理事のうちから議長が指名した議事録署名人2名が、記名押印する。

(総会の運営)

第22条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、総会において別に定める。

## 第4章 役員等

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、2名以内を一般法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち2名以内を同法第91条第1項第2号に規定する理事（以下「業務執行理事」という。）とすることができる。

（役員を選任等）

- 第24条 理事及び監事（以下「役員」という。）は、総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事のうちから選定する。
  - 3 理事会は、その決議により、前項の規定により選定された代表理事のうちから会長及び専務理事を、また、業務執行理事のうちから常務理事を選定する。
  - 4 理事会は、その決議により、第1項の規定により選任された理事のうちから副会長を選定する。
  - 5 第3項の規定により選定する会長は1名、専務理事は1名、常務理事は2名以内とし、前項の規定により選定する副会長は3名以内とする。
  - 6 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
  - 7 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定める特別な関係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
  - 8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に主たる事務所の所在地において、変更の登記を行わなければならない。

（理事の職務及び権限）

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令又はこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。
- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 副会長は、会長を補佐する。
  - 4 専務理事は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。ただし、会長が欠けたとき又は事故があるときは、会長の業務の執行に係る職務を代行する。
  - 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
  - 6 会長、専務理事及び常務理事の権限は、理事会において別に定めるところによるものとする。
  - 7 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成す

ること。

- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
  - (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
  - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
  - (5) 前号に規定する報告をするため必要があると認めるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
  - (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
  - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
  - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事の監査に関し必要な事項は、法令又はこの定款によるほか、監事全員の同意により、別に定める。

#### (役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第28条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

第29条 役員には、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会において別に定める。

(理事の取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
  - 3 前2項の取扱いについては、第43条に定めるところによるものとする。

(役員責任の免除又は限定)

第31条 この法人は、役員一般法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で前項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する契約を理事会の決議により締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第32条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦によって会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の相談に応じ、意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。



2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第31条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結
- (7) その他法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度3回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第26条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項第3号の規定による場合は当該理事が、同項第4号後段の規定による場合は監事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を記載した書面を開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。
- 4 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段の規定により理事会を招集する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日として通知しなければならない。
- 5 第3項の規定にかかわらず、役員の実員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第40条 前条の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の実員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が、役員の実員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第25条第7項に規定する報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成す

る。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会の運営)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、理事会において別に定める。

## 第6章 財産及び会計

(財産の種別等)

第44条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で別に定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 一般社団法人に移行した以後に用途の定めなく寄附を受けた財産の取扱いについては、理事会において別に定める。

(財産の管理及び運用)

第45条 この法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会において別に定める。

(会計原則)

第46条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとし、会計処理に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 公益目的支出計画実施報告書
  - (4) 貸借対照表
  - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (7) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第3号から第5号まで及び第7号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、同項第3号の公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 5 この法人は、定時総会の終了後遅滞なく、法令及び第61条で定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

## 第7章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第49条 この定款は、総会において、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

（合併等）

第50条 この法人は、総会において、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般法上の法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

（解散）

第51条 この法人は、一般法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

## 第8章 支部

(支部の設置等)

第53条 この法人は、必要に応じ従たる事務所として都道府県以上の地域を単位として、支部を設置することができる。

2 支部を設置するときは、理事会の決議によるものとする。これを変更又は廃止するときも同様とする。

(支部の運営)

第54条 支部の組織及び運営その他支部に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第9章 委員会、事務局等

(委員会)

第55条 この法人には、特別の事項について調査研究を行うため、理事会において別に定めるところにより、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、会長が委嘱する。

3 委員会の構成その他委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には事務局長ほか所要の職員を置き、このうち事務局長及び重要な職員については、理事会の承認を経て、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(検査事務所等)

第57条 会長は、検査、検定等の事業を行うため、理事会の決議により、検査事務所を置くことができる。

2 会長は、理事会の決議により、クレーン又は移動式クレーンの実技教習を行う

ための施設を置くことができる。

(検査員等)

第58条 会長は、この法人の事業の達成のため必要があると認めるときは、主たる事務所及び検査事務所に検査員及び検定員を置くことができる。

## **第10章 情報公開及び個人情報の保護**

(情報公開)

第59条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(個人情報の保護)

第60条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(公告)

第61条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## **第11章 公益目的支出計画**

(公益目的支出の義務)

第62条 この法人は、法令で定めるところにより、公益目的支出計画の実施が完了するまでの間、各事業年度ごとに公益目的支出計画実施報告書を策定する。

## **第12章 補 則**

(委任)

第63条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、鈴木浩平及び古川祐二とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本改正は、平成24年6月20日から施行する。（第23条第1項第1号）
- 5 本改正は、平成28年6月20日から施行する。（第3条及び第4条第1項第2号）

一般社団法人日本クレーン協会 役員名簿

(令和5年6月19日現在)

No.	役職名	常勤・非常勤の別	氏名
1	会長（代表理事）	非常勤	森下 信
2	副会長	非常勤	森 博文
3	副会長	非常勤	森田 将史
4	専務理事（代表理事）	常 勤	毛利 正
5	理事	非常勤	川口 淳
6	理事	非常勤	清末 考範
7	理事	非常勤	曄道 佳明
8	理事	非常勤	堀内 宗典
9	理事	非常勤	矢島 清志
10	理事	非常勤	矢頭 宗泰
11	理事	非常勤	干場 一洋
12	理事	非常勤	井澤 茂夫
13	理事	非常勤	堤 慈
14	理事	非常勤	鈴木 博士
15	理事	非常勤	安嶋 稔
16	理事	非常勤	新見 賢治
17	理事	非常勤	小島 章寿
18	理事	非常勤	吉村 裕
19	理事	非常勤	菅 英明
20	理事	非常勤	黒津 仁史
21	理事	非常勤	三原 裕
22	理事	非常勤	木島 達也
23	理事	非常勤	井上 哲夫
24	理事	非常勤	長嶺 由智
1	監事	非常勤	岩田 広記
2	監事	非常勤	村上 武之



# 令和4年度事業報告

## 1 調査・研究活動

### (1) 技術審議会

令和4年9月30日、令和5年3月17日に次の事項について審議した。

- ア 各専門委員会等の活動報告と委員会相互の調整事項及び活動計画について各委員長及び事務局から説明の上、審議した。
- イ 日本クレーン協会規格（以下「J C A S」という。）及び日本クレーン協会技術仕様書（以下「J C A T S」という。）等の制定・改定について
  - (ア) J C A T S 0501「ワイヤロープのコッタ止めによる緊結方法」制定については承認された。
  - (イ) J C A S 5005「ゴンドラー用語」制定案については、一部修正を加えることを前提に承認された。
  - (ウ) J C A S 6801「ベルトスリング使用マニュアル」改定案及びJ C A S 6806「ラウンドスリング使用マニュアル」改定案については、両者の整合等について精査の上、次回再審議することとした。
- ウ 一般社団法人日本機械学会と当協会の連携に関する活動を報告した。

### (2) 専門委員会

#### ア クレーン委員会

- (ア) クレーンの本質的安全、機能安全及び妥当性評価について、実施手順の素案を作成し、具体的な内容を洗い出して実施手順の検討を進めた。
- (イ) J I S B 8828「クレーン-逸走防止装置等」に係る規格類の見直し検討を行った。

#### イ 移動式クレーン委員会

- (ア) 油圧ショベルをベースとした移動式クレーンの1ピングラップル仕様機に関する安全要求事項と安全使用に関する指針等について、J C A規格制定・改定案を検討した。
- (イ) 協会発行図書である「移動式クレーン自主検査指針等の解説」の見直し検討を行った。

#### ウ エレベーター委員会

J C A S「工事用エレベーターの試運転指針」新規制定案を検討した。特に、試運転時に積載荷重を超える荷重をかけて試験する必要性及び技術的根拠について審議した。

#### エ ゴンドラ委員会

- (ア) J C A S「ゴンドラー用語」新規制定案を作成し、技術審議会に上程した。

(イ) J I S B 8839「ゴンドラ操作部分の文字、図記号及びこれらの表示方法」の技術的見直し検討した。

#### オ つり具委員会

J C A S 6801「ベルトスリング使用マニュアル」及び J C A S 6806「ラウンドスリング使用マニュアル」の改定案を作成し、技術審議会に上程した。

#### カ ワイヤロープ委員会

(ア) 限界状態設計法適用によるワイヤロープの選定手法に関連する国際規格の分析を行った。I S O 16625改訂案では8ストランドロープの疲労寿命は6ストランドロープのそれより長いことが前提で安全係数が設定されていたが、実験では逆の結果となった。そのため令和5年度に再試験を行う予定としている。

(イ) ワイヤロープとドラム等との緊結方法に関する技術的検討を行った。

#### キ 設計原則検討委員会

(ア) J I S B 8833「クレーン－荷重及び荷重の組合せに関する設計原則」に関連する限界状態設計法の見直しについて、天井走行クレーンの J I S B 8833-5について優先して見直し検討を進めて、技術的改正審議を完了させた。

(イ) J I S B 8830「クレーン－風荷重の評価」については、見直し検討を進めて、技術的改正審議を完了させた。

(ウ) J C A S 「クレーン等の構造部分に使用する鋼材の基準」制定案については、対象となる鋼材の溶接用として規定されていない鋼材の妥当性評価など、挙げられた課題について検討した。

#### ク タワークレーン遠隔操作の安全確保委員会

タワークレーンの作業及び遠隔操作に関するリスクアセスメントの検討を行い、安全ガイドライン（案）を策定し、機能安全の妥当性を評価・確認する方針について検討した。

### (3) 国際標準化機構 ( I S O / T C 9 6 )

#### ア I S O / T C 9 6 国際会議

フランス・パリで開催の予定であった I S O / T C 9 6 国際会議が一部の会議を除き、Web 会議システムを使用したオンライン会議となったため、各分科会 ( S C ) のオンライン会議へ代表者が出席し、各 S C の議題を討議した。

イ 「クレーン－安全使用－第1部：一般」の改訂については、T C 9 6 / S C 5 / W G 2 で作成した改訂案を S C 5 国際会議で C D (委員会原案) として承認し、現在 D I S (国際規格案) として投票中である。

ウ 「クレーン－使用者のための風に対する安全管理の原則－第1部：一般」の国際規格化の推進については、国内の風に対する安全管理分科会にて国際的な規定

の構成等を見直した I S O / P W I T S 24658-1 案を作成し、12月開催の S C 5 / W G 1 で各国エキスパートと審議した。

エ 「クレーン稼働データのテレマティクス利用ガイドライン」新規格開発については、テレマティクス分科会にて作成したデータの所有権及び利用権限に関する I S O 規格（案）を S C 5 / A H G 1 で検討したが、規格開発に否定的な意見が大勢を占め、S C 5 / A H G 1 は解散してこのプロジェクトを終了した。

オ I S O / T C 9 6 / S C 5 及び S C 8 の幹事国事務局として、会議議題案、事務局報告、その他の準備を行い、両 S C のメンバー国に回付するとともに、T C 9 6 国際会議において両 S C 国際会議を主催した。

#### **(4) 日本産業規格（J I S）原案作成委員会**

ア J I S B 8821「クレーン鋼構造部分の計算基準」及び J I S B 8831「クレーン荷重及び荷重の組合せに関する設計原則」の改正原案を日本規格協会に提出した。

イ J I S B 8826-2「クレーン-通路及び保護装置-第2部：移動式クレーン」については、改正原案を承認され日本規格協会に提出した。

ウ J I S B 8830「クレーン-風荷重の評価」の改正について検討した。

エ J I S B 8833-5「クレーン-荷重及び荷重の組合せに関する設計原則 第5部：天井走行クレーン及び橋型クレーン」及び J I S B 8839「ゴンドラ操作部分の文字、図記号及びこれらの表示方法」の改正について検討した。

#### **(5) クレーン等による災害の分析**

令和3年におけるクレーン等に係る災害の発生状況について分析した。

#### **(6) 技術協力等**

令和4年9月14日に（一社）日本機械学会年次大会で「公開先端技術フォーラム」を共同開催し、富山大学会場及びオンラインで実施した。テーマ「大型機械構造物の安全化と構造ヘルスマモニタリング」で、当協会からは三つの技術講演を実施した。

## **2 広報啓発活動**

### **(1) 「クレーンの日」に係る安全活動の実施**

スローガン及びポスター写真を公募し、「慌てず焦らずしっかり確認 マニュアル守ってクレーン安全」をスローガンとしての実施要綱及び「流山ロジステックセンターの建設工事」を背景としたポスターを作成し、会員等に配布した。

### **(2) 第18回全国クレーン安全運転競技大会**

10月7日に協会本部・教習センターにおいて第18回全国クレーン安全運転競技大会を参加者5名で開催した。

### (3) 第42回全国クレーン安全大会

11月10日、11日に石川県金沢市において第42回全国クレーン安全大会を開催し、1日目に総合集会を、2日目にクレーン等の技術の向上、事故・災害の防止に関する研究発表を実施した。

また、コロナ禍のため参加できなかった方々等のため、前回に引き続き、大会の様子をホームページ上で動画配信している。

### (4) 優良クレーン関係業務従事者等の表彰

表彰規程に基づき支部及び検査事務所からの推薦を受け、個人66名、整備事業者1事業者の受賞者を決定し、第42回全国クレーン安全大会総合集会において表彰を行った。

### (5) 技術情報、事故・災害防止対策の提供

クレーン等に関する技術情報、事故・災害防止対策について情報収集し、会員等からの照会に対応するとともに、機関誌「クレーン」及びホームページに掲載して広く関係者に提供した。

## 3 性能検査及び型式検定

### (1) 性能検査

#### ア 性能検査の実施

クレーン等の性能検査台数 88,438台

#### イ 地区別検査員会議の開催

地区名	開催日	開催場所
北海道・関東信越	10月25日～26日	東京(本部)
中部	10月27日～28日	名古屋市
近畿	10月20日～21日	大阪市
中国・四国	10月13日～14日	岡山市
九州	10月5日～6日	福岡市

#### ウ 検査員資格取得研修の実施

検査員の資格取得のため、次のとおり厚生労働大臣の定める研修を行った。

期間 令和4年4月4日～令和4年6月3日

人員 14名

#### エ 検査員技術研修の実施

(ア) 令和5年2月10日にゴンドラについて、「検査員技術研修実施要領」に基づき、設計、工作及び点検・整備並びに検査における留意点等に係る研修を行った。

(イ) 検査業務1年目を迎える検査員に対し、令和5年1月10日～12日に、

「検査技術向上研修実施要領」に基づき、検査実施時の安全管理、検査機器の適切な使用方法、模擬検査の実施等に係る研修を行った。

#### オ 監査指導の実施

検査事務所における検査業務の適正化を図るため、「監査指導実施要領」に基づき本部が検査事務所に対して監査指導を行った。

#### カ 受検者等に対するサービスの向上

##### (ア) クレーン等関係情報の収集

クレーン等に関する事故事例、災害防止対策等受検者の参考となる情報の収集に努め、情報用端末を活用して本部から各検査事務所に配信した。

##### (イ) 受検者等への情報提供

性能検査時に、本部からの配信情報やクレーン等の保守管理上の留意事項を受検者に積極的に提供する等、サービスの向上に努めた。

#### キ 特別検査の実施

国や地方自治体に設置されているクレーン等について、特別検査業務規程に基づき検査を行った。

### (2) 型式検定

新規検定 9件

更新検定 45件

## 4 出版事業

### (1) 図書の発行

ア 図書「クレーン等安全規則」改訂10版を発行した。

イ 図書「クレーン等各構造規格の解説」改訂8版を発行した。

ウ 受験用テキスト「クレーン・デリック運転士教本」改訂3版を発行した。

エ 定期自主検査関係図書「移動式クレーンの定期自主検査指針解説」改訂4版を発行した。

オ 定期自主検査関係図書「クレーン機能を備えた油圧ショベルのクレーン部分に係る定期自主検査実施要領の解説」改訂2版を発行した。

カ クレーン・デリック及び移動式クレーンの「運転士免許試験公表試験問題及び解答解説」（令和4年1月～6月実施分）を発行した。

### (2) 機関誌等の発行

ア 機関誌「クレーン」については、毎月1回発行し、会員等に配布した。

イ 「令和4年版クレーン年鑑」を発行し、会員等に配布した。

## 5 支部事業

## (1) 登録教習、安全教育等の実施

登録教習機関としてクレーン関連業務に係る各種技能講習、実技教習をはじめ、特別教育、安全衛生教育(再教育)、安全教育等の教育事業の実施により、クレーン作業に係る人材の育成を図った。

教習・講習等修了者人数は次のとおりであった。

教育・講習修了者数(人)

区 分	令和4年度
実技教習	1,535
技能講習	36,887
特別教育	13,679
安全衛生教育	4,560
安全教育	3,437
その他の講習	1,949
合 計	62,047

## (2) 諸事業の実施

ア 「クレーンの日」に係る安全活動等の実施

(ア) 「クレーンの日」に係るポスター及び実施要綱を会員事業場に配布し、安全作業に係る機運の醸成に努めた。

(イ) 支部クレーン安全競技大会を開催した。

(ウ) 都道府県労働局・労働基準監督署が行う労働災害防止対策に積極的に協力し、関係団体とともに安全衛生活動を推進した。

(エ) 優良クレーン関係業務従事者の支部長表彰を行った。

イ 図書の販売促進

図書の販売促進に努めた。

ウ 会員の拡大及び会員サービスの充実

検査事務所との連携強化等による会員拡大を図るとともに、図書販売、教育事業における会員サービスの実施及び支部会報の発行、支部ホームページの充実等会員サービスの充実に努めた。

## 6 事業活動の基盤強化

### (1) 効率的かつ適切な業務運営

事業の実施に当たり、効率的かつ適切な業務運営を図るため、すべての役職員がコスト意識を持つとともに業務の合理化に努め、支出を削減した。

### (2) 内部監査の実施

ア 登録教習事業の実施において一層のコンプライアンスの徹底が図られるようチ

チェックシートの活用を図るとともに、内部監査規程に基づく的確な内部監査指導を実施した。

イ 経理事務の適正化を図るため、支部及び検査事務所に対し、経理業務監査を実施した。

### **(3) 研修の実施**

ア 新任支部事務局長4名に対し、令和4年7月11日～12日、新任支部事務局長研修を実施した。

イ 新任検査事務所長6名に対し、令和4年8月25日～26日、総務・経理・検査に係る管理業務の研修を実施した。

### **(4) 教育企画委員会の実施**

教育企画委員会を開催し、講習等で使用する説明用教材の開発、講習等のリモート連携等、教育事業の円滑な実施のための方策等について検討した。

なお、各種方策の具体化を進めるよう、VRの活用等新たな課題を含め引き続きな検討を行うこととしている。

## **7 諸会議の開催**

### **(1) 定時総会**

第11回定時総会（令和4年6月20日・第一ホテル両国）

### **(2) 通常理事会**

第46回通常理事会（令和4年5月31日・本部）

第47回通常理事会（令和4年6月20日・第一ホテル両国）

第48回通常理事会（令和4年9月30日・みなし決議による理事会）

第49回通常理事会（令和4年12月7日・本部）

第50回通常理事会（令和5年3月15日・本部）

令和5年3月31日現在における会員数

本 部	9
北 海 道 支 部	1 9 2
東 北 支 部	7 1
茨 城 支 部	9 3
群 馬 支 部	1 7 6
埼 玉 支 部	9 5
千 葉 支 部	1 7 9
東 京 支 部	2 4 0
新 潟 支 部	1 6 0
北 陸 支 部	1 8 5
長 野 支 部	7 9
岐 阜 支 部	2 2 4
静 岡 支 部	2 3 2
東 海 支 部	5 1 2
三 重 支 部	1 7 7
滋 賀 支 部	3 2 0
京 都 支 部	1 2 6
近 畿 支 部	3 8 3
兵 庫 支 部	2 9 9
和 歌 山 支 部	1 1 1
東中四国支部	2 1 6
西中四国支部	2 0 2
香 川 支 部	1 0 2
愛 媛 支 部	1 1 8
福 岡 支 部	2 1 2
長 崎 支 部	2 1 5
沖 縄 県 支 部	8 4
計	5 , 0 1 2



# 貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
<b>1 流動資産</b>			
現金預金	2,379,112,837	2,243,945,302	135,167,535
売掛金	17,459,031	11,247,418	6,211,613
未収金	7,889,749	5,555,243	2,334,506
前払金	15,333,667	14,937,584	396,083
棚卸資産	82,509,501	105,215,085	△ 22,705,584
流動資産合計	2,502,304,785	2,380,900,632	121,404,153
<b>2 固定資産</b>			
<b>(1) 特定資産</b>			
退職給付引当資産	181,880,878	198,299,721	△ 16,418,843
建設資金積立資産	146,805,415	140,805,415	6,000,000
建物等修繕積立資産	160,000,000	160,000,000	0
土地購入積立資産	48,000,000	38,000,000	10,000,000
教材機器購入等積立資産	41,137,368	51,137,368	△ 10,000,000
減価償却引当資産	874,044,939	840,544,939	33,500,000
教材機器	1	1	0
システム改善積立資産	5,000,000		5,000,000
特定資産合計	1,456,868,601	1,428,787,444	28,081,157
<b>(2) その他固定資産</b>			
土地	3,444,278,964	3,444,278,964	0
建物	1,757,916,076	1,812,206,567	△ 54,290,491
構築物	87,124,446	100,214,265	△ 13,089,819
建物附属設備	159,868,238	180,586,493	△ 20,718,255
什器備品	23,647,988	20,193,111	3,454,877
検査機器	438	443	△ 5
検定機器	15	15	0
教材機器	131,273,458	118,504,657	12,768,801
車両運搬具	308,925	617,844	△ 308,919
敷金・保証金	73,004,571	71,359,067	1,645,504
借地権	3,929,336	3,929,336	0
事業運営引当資産	2,798,611,500	2,598,817,012	199,794,488
安定資金積立資産	759,896,464	772,398,293	△ 12,501,829
リース資産	107,105,412	86,318,092	20,787,320
ソフトウェア	9,885,252	8,798,578	1,086,674
水利権	345,067	424,845	△ 79,778
その他固定資産合計	9,357,196,150	9,218,647,582	138,548,568
固定資産合計	10,814,064,751	10,647,435,026	166,629,725
<b>資産合計</b>	<b>13,316,369,536</b>	<b>13,028,335,658</b>	<b>288,033,878</b>
<b>II 負債の部</b>			
<b>1 流動負債</b>			
未払金	137,292,838	139,721,541	△ 2,428,703
前受金	250,315,092	245,162,072	5,153,020
預り金	14,374,098	13,934,686	439,412
未払法人税等	243,015,500	245,548,600	△ 2,533,100
未払消費税等	44,525,500	58,001,300	△ 13,475,800
賞与引当金	128,549,943	130,377,726	△ 1,827,783
流動負債合計	818,072,971	832,745,925	△ 14,672,954
<b>2 固定負債</b>			
退職給付引当金	183,230,277	194,487,386	△ 11,257,109
役員退職慰労引当金	877,500	4,485,000	△ 3,607,500
リース債務	107,105,412	86,318,092	20,787,320
固定負債合計	291,213,189	285,290,478	5,922,711
<b>負債合計</b>	<b>1,109,286,160</b>	<b>1,118,036,403</b>	<b>△ 8,750,243</b>

科 目	当年度	前年度	増 減
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産			
教材機器	1	1	0
指定正味財産合計	1	1	0
(うち基本財産への充当額)			(0)
(うち特定資産への充当額)	(1)	(1)	(0)
2 一般正味財産	12,207,083,375	11,910,299,254	296,784,121
(うち基本財産への充当額)			(0)
(うち特定資産への充当額)	(1,274,987,724)	(1,230,487,724)	(44,500,000)
正味財産合計	<b>12,207,083,376</b>	<b>11,910,299,255</b>	<b>296,784,121</b>
負債及び正味財産合計	<b>13,316,369,536</b>	<b>13,028,335,658</b>	<b>288,033,878</b>

# 正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 特定資産運用益			
特定資産受取利息	633,605	644,643	△ 11,038
② 受取会費			
受取会費	134,891,666	136,210,833	△ 1,319,167
③ 事業収益	1,719,697,017	1,673,310,887	46,386,130
クレーン大会収益	326,700	190,300	136,400
広告収益	28,640,425	27,837,370	803,055
図書刊行収益	7,175,124	5,187,211	1,987,913
図書発送収益	72,050	61,600	10,450
会報頒布収益	1,741,505	1,834,699	△ 93,194
登録教習事業収益	1,061,123,680	1,034,428,272	26,695,408
安全教育等事業収益	242,313,022	242,709,818	△ 396,796
教材収益	372,518,842	356,100,734	16,418,108
教材発送収益	4,750,639	4,593,883	156,756
その他の事業収益	1,035,030	367,000	668,030
④ 検査収益	2,415,506,440	2,420,927,790	△ 5,421,350
検査収益	2,406,070,480	2,411,191,090	△ 5,120,610
特別検査収益	9,435,960	9,736,700	△ 300,740
⑤ 検定収益			
検定収益	3,492,280	4,068,020	△ 575,740
⑥ 受取受託収益			
事務受託収益	1,704,845	1,328,674	376,171
⑦ 雑収益	46,259,680	34,328,395	11,931,285
受取利息	1,164,425	1,158,764	5,661
雑収益	45,095,255	33,169,631	11,925,624
⑧ 検定雑収益			
検定雑収益	311,530	471,970	△ 160,440
経常収益計	4,322,497,063	4,271,291,212	51,205,851
(2) 経常費用			
① 事業費			
調査研究費	9,621,746	3,930,726	5,691,020
ISO委員会費	1,893,244	1,469,098	424,146
年鑑発行費	1,165,747	1,597,167	△ 431,420
クレーン大会費	5,391,653	4,429,977	961,676
競技大会費	577,613	592,758	△ 15,145
優良運転士表彰費	422,840	521,840	△ 99,000
委託費	873,845	1,090,674	△ 216,829
図書刊行費	89,518,657	54,824,701	34,693,956
会報発行費	30,926,161	33,780,122	△ 2,853,961
登録教習事業費	324,406,956	318,303,508	6,103,448
安全教育等事業費	57,129,377	58,676,583	△ 1,547,206
教材費	12,460,246	14,648,745	△ 2,188,499
その他の事業費	21,959,868	17,672,624	4,287,244
給与手当	1,450,439,673	1,414,155,458	36,284,215
臨時雇賃金	74,942,271	73,977,596	964,675
退職給付費用	46,633,194	56,048,318	△ 9,415,124
福利厚生費	250,491,951	236,137,111	14,354,840
会議費	2,963,386	2,184,312	779,074
広報費	8,252,537	7,387,808	864,729

科 目	当年度	前年度	增 減
職員研修費	8,802,567	7,663,466	1,139,101
旅費交通費	207,274,130	196,174,321	11,099,809
通信運搬費	42,163,294	41,836,642	326,652
消耗什器備品費	6,462,581	10,278,283	△ 3,815,702
検査機器整備費	1,778,535	5,912,787	△ 4,134,252
修繕費	11,969,712	23,527,582	△ 11,557,870
消耗品費	37,929,757	36,345,689	1,584,068
印刷製本費	4,539,744	4,684,212	△ 144,468
光熱水料費	40,655,762	33,175,301	7,480,461
賃借料	166,136,818	171,289,449	△ 5,152,631
移転諸費	777,526	2,544,730	△ 1,767,204
保険料	7,764,799	8,630,405	△ 865,606
諸謝金	6,168,214	6,265,461	△ 97,247
企業年金掛金		14,079,021	△ 14,079,021
中退金共済掛金	9,885,002	8,832,677	1,052,325
減価償却費	176,571,436	176,499,581	71,855
賞与引当金繰入額	127,640,943	129,465,726	△ 1,824,783
租税公課	552,415,737	552,029,466	386,271
○A化開発等費	804,660	917,500	△ 112,840
業務費	6,585,761	7,115,892	△ 530,131
保守料	57,415,166	54,590,878	2,824,288
雑費	59,217,328	57,480,405	1,736,923
事業費計	<b>3,923,030,437</b>	<b>3,850,768,600</b>	<b>72,261,837</b>
② 検定事業費			
検定諸費	6,666,098	6,666,339	△ 241
検定事業費計	<b>6,666,098</b>	<b>6,666,339</b>	<b>△ 241</b>
③ 特定寄附金			
特定寄附金	<b>60,000,000</b>	<b>60,000,000</b>	<b>0</b>
④ 管理費			
給与手当	9,354,756	9,456,004	△ 101,248
臨時雇賃金	251,405	237,877	13,528
退職給付費用	498,792	448,764	50,028
福利厚生費	1,139,919	1,178,825	△ 38,906
会議費	21,175,300	13,510,144	7,665,156
旅費交通費	275,775	312,126	△ 36,351
通信運搬費	109,498	107,321	2,177
消耗什器備品費	1,640	1,333	307
修繕費	74,693	24,156	50,537
消耗品費	14,518	20,679	△ 6,161
印刷製本費	693	274	419
光熱水料費	128,969	84,116	44,853
賃借料	3,196	12,575	△ 9,379
保険料	13,561	13,561	0
諸謝金	1,501,547	1,775,300	△ 273,753
企業年金掛金		435,435	△ 435,435
減価償却費	899,463	909,325	△ 9,862
賞与引当金繰入額	909,000	912,000	△ 3,000
租税公課	596,175	579,241	16,934
広報費	230,340	231,660	△ 1,320
業務費	85,600		85,600
保守料	351,279	358,148	△ 6,869
雑費	306,395	280,399	25,996
管理費計	<b>37,922,514</b>	<b>30,889,263</b>	<b>7,033,251</b>

科 目	当年度	前年度	増 減
経常費用計	4,027,619,049	3,948,324,202	79,294,847
評価損益等調整前当期経常増減額	294,878,014	322,967,010	△ 28,088,996
基本財産評価損益等			
特定資産評価損益等			
投資有価証券評価損益等			
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	294,878,014	322,967,010	△ 28,088,996
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 固定資産売却益	3,873,600	3,941,570	△ 67,970
車両運搬具売却益	2,200,000		2,200,000
その他の経常外収益	1,673,600	3,941,570	△ 2,267,970
経常外収益計	3,873,600	3,941,570	△ 67,970
(2) 経常外費用			
① 固定資産売却損	0	0	0
建物売却損			0
② 固定資産除却損	1,967,493	3,090,528	△ 1,123,035
建物附属設備除却損	1,424,960	2,997,563	△ 1,572,603
構築物売却損	397,310		397,310
構築物除却損	47,233		47,233
什器備品除却損	97,980	92,959	5,021
教材機器除却損	3		3
車輛運搬具除却損	2	2	0
検査機器除却損	5	4	1
経常外費用計	1,967,493	3,090,528	△ 1,123,035
当期経常外増減額	1,906,107	851,042	1,055,065
当期一般正味財産増減額	296,784,121	323,818,052	△ 27,033,931
一般正味財産期首残高	11,910,299,254	11,586,481,202	323,818,052
一般正味財産期末残高	12,207,083,375	11,910,299,254	296,784,121
II 指定正味財産増減の部			
① 一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額			0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	1	1	0
指定正味財産期末残高	1	1	0
III 正味財産期末残高	12,207,083,376	11,910,299,255	296,784,121